

尼崎市スクールサポーター人材バンク登録制度実施要項

(趣旨)

第1条 この要項は、学校園の教育活動及び学校園の環境整備等を支援するボランティア（以下「スクールサポーター」という。）として活動を希望する者が、ボランティア活動を円滑かつ効果的に行うことができるよう、スクールサポーター人材バンク（以下「人材バンク」という。）の登録制度を設置し、その実施について必要な事項を定める。

(管理運営主体)

第2条 人材バンクの管理及び運営の主体は、尼崎市教育委員会（以下「教育委員会」という。）とする。

(活動の対象)

第3条 人材バンクに登録された者（以下「登録者」という。）の活動の対象は、尼崎市立小学校、中学校、幼稚園、及び特別支援学校(以下「学校園」という。)において活動するスクールサポーターのうち、次の各号に該当するものとする。

- (1) 自然学校推進指導員
- (2) 自然学校推進指導補助員
- (3) 授業補助学習支援員
- (4) 放課後学習等学習支援員
- (5) 多文化共生支援員
- (6) ハートフルフレンド
- (7) 特別支援ボランティア
- (8) 読書力向上地域ボランティア
- (9) 文化体験ボランティア
- (10) 農園ボランティア
- (11) 図書ボランティア
- (12) 園芸ボランティア
- (13) 登下校の見守り
- (14) その他、学校園の要請に応じ教育委員会が必要と認める活動

(登録の条件)

第4条 人材バンクに登録できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす個人とする。

- (1) スクールサポーター及びこの登録制度の趣旨を理解し賛同する者
- (2) スクールサポーターとして自らの能力を積極的に提供しようとする者
- (3) 政治、宗教又は営利活動を目的としない者
- (4) 登録時の年齢が18歳以上の者。ただし、高等学校に通学する生徒は除く

(登録者の募集)

第5条 人材バンクへの登録は、原則として一般公募とする。

(登録の期間)

第6条 人材バンクの登録期間は、登録の日から2年を経過した日の属する年度の末日までとする。

但し、登録の日が、4月1日である場合は、登録の日から3年を経過した日までとする。

(登録申込みの手続き)

第7条 人材バンクに登録しようとする者は、「スクールサポーター登録申込書(様式1号)」(以下「登録申込書」という。)に必要な事項を記入し、教育委員会に提出するものとする。

(登録の決定等)

第8条 登録申込書の提出があったときは、教育委員会は、必要に応じて聞き取り調査等の方法により、登録書に記載された事項の確認を行うものとし、第4条に定める条件を満たしている場合は、人材バンクに登録するものとする。

2 前項の確認において、第4条に定める条件を満たさないことが判明した場合は、教育委員会は人材バンクに登録しないものとする。

3 人材バンクに登録しないことを決定した場合、教育委員会は、速やかに、登録の申込を行った者に対して、登録しない旨について理由を付して伝えなければならない。

(登録内容の変更)

第9条 登録者は、登録申込書の記載事項に変更があった場合は、登録申込書に変更した事項を明示し、速やかに教育委員会にその変更内容を申し出なければならない。

(登録の解除)

第10条 登録者が、登録期間内に、人材バンクの登録の解除を希望する場合は、「スクールサポーター登録解除届(様式2号)」により、教育委員会に申し出ることができる。

(情報の管理)

第11条 教育委員会は、人材バンクへの登録を決定した場合は、人材バンク登録台帳に、登録申込書に記載された情報(以下「登録情報」という。)を記載し、管理する。

2 教育委員会は、尼崎市個人情報保護条例及び同条例施行規則に基づき、登録情報を適正に取り扱わなければならない。

(情報の提供)

第12条 教育委員会は、学校園の教職員からの要請に基づき、当該校園長に登録情報を提供することができるものとする。

2 教育委員会は、地域学校協働活動推進員からの要請に基づき、登録者の同意を得た範囲内で、地域学校協働活動推進員に登録情報を提供することができるものとする。

(登録の取消)

第13条 次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、教育委員会は、登録を取り消すことができる。

(1) 登録者から登録の解除の申し出があったとき

(2) 登録者が活動中に、政治、宗教又は営利を目的とした活動を行ったとき

(3) 登録者の申請内容に偽りがあったとき

(4) その他、登録者としての適格性を欠いていると認められたとき

(ボランティア活動の開始までの手続き)

第14条 学校園の教職員又は地域学校協働活動推進員が、ボランティア活動を必要とする場合は、教育委員会に対して、登録情報の提供を求めるものとする。

2 学校園の教職員、地域学校協働活動推進員又は第3条の活動を所管する教育委員会の職員（以下「依頼者」という。）は、情報の提供のあった登録者の中から選んだ候補者と、活動の詳細や条件等について相互に確認を行うものとする。

3 依頼者は、前項において、条件等が合致した候補者に対して、活動の依頼を行うものとする。

4 登録者は、前項の依頼後、学校園の教職員又は地域学校協働活動推進員の要請に基づき、適宜、活動を行うものとする。

(保険の加入)

第15条 第3条第1号から第7号の活動を行う登録者は、ボランティア活動を対象とする保険（以下「保険」という。）に加入するものとし、保険に係る費用は、予算の範囲内において教育委員会が負担する。その他の活動を行う登録者の保険に係る費用は、登録者の自己負担とする。

(費用負担)

第16条 登録者の活動にあたっては、第12条第1号から第8号の活動は有償とし、その他の活動は原則として無償とする。

(登録情報の取り扱い)

第17条 校園長又は地域学校協働活動推進員は、第12条の規定により提供された登録情報を適正に管理し、利用後は、速やかに廃棄しなければならない。

2 校園長又は地域学校協働活動推進員は、提供された登録情報を、スクールサポーターの目的以外に利用してはならない。

(登録者の遵守事項)

第18条 登録者は、スクールサポーターとして活動を行うに当たり、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。活動終了後も同様とする。

2 登録者は、スクールサポーターとして活動を行うに当たり、学校園が提示する注意事項に留意しなければならない。

(研修)

第19条 登録者は、必要に応じて教育委員会が開催する研修会等に参加し、自ら資質の向上に努めるものとする。

(庶務)

第20条 人材バンクの管理及び運営に関する庶務は、尼崎市教育委員会事務局社会教育部社会教育課において処理する。

(細則)

第 21 条 この要項に定めるものほか、人材バンクの管理及び運営について必要な事項は、教育委員会において別に定める。

付則

この要項は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。